被災中小企業等復旧支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 被災中小企業等復旧支援事業補助金(以下、「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「補助金事務局」、「事業者」、「台風による被害」、「復旧」とは、 次の各号の定めるところによる。
 - (1) 「補助金事務局」とは、福島県商工会連合会、いわき商工会議所、原町商工会議所、福島県中 小企業団体中央会をいう。
 - (2) 「事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定められる小規模事業者及び中小企業基本法第2条第1項及び第5項に定められる中小企業者をいう。

また、中小企業団体の組織に関する法律第3条で定められる中小企業団体(事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会)、商店街振興組合法第2条に定める商店街振興組合及び連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化法及び振興に関する法律第3条に定める生活衛生同業組合及び連合会をいう。

- (3) 「台風による被害」とは、令和5年台風第13号を起因とする被害をいう。
- (4) 「復旧」とは、台風による被害を受けた施設、設備等の機能が、台風による被害を受ける直前と同程度の状態まで回復することをいう。

(補助金交付の目的)

第3条 補助金は、台風による被害を受けた事業者の早期の復旧につながる取組を支援することを目 的とする。

(補助金の交付対象者)

- 第4条 補助金の交付対象者(以下、「補助金対象者」という。)は、次に該当する者であって知事が指定した者とする。
 - (1) 県内で事業活動を行う事業者であること。
 - (2) 事業に用いる施設、設備等が台風による被害を受けたこと。
 - (3) 事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定済み、若しくは策定する予定であること。
 - (4) 事業完了後から5年間、県が実施する追跡調査に協力すること。
 - (5) その他、福島県知事が定める者

(補助金の交付の対象事業)

第5条 補助金の交付の対象事業(以下、「補助事業」という。)は、次に揚げる全ての事業に該当 事業とする。

- (1) 台風による被害を受けた施設、設備等の復旧を行う事業であること。
- (2) 申請する事業が、国若しくは県の他の補助金等又は既にこの補助金の採択を受けていないこと。

(補助金対象経費及び補助率)

第6条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業を実施する場合に、当該補助事業に要する別表1に揚げる経費のうち知事が適当と認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において交付する。

ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25 年 法律第226号)に規定する地方消費税は補助対象経費としない。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間(以下「事業実施期間」という。)内において発生した経費とする。
- 3 補助額は、補助対象経費から寄付金その他収入を控除した額に、別表第2に定める補助率及び補助 限度額により算出されたものとする。
- 4 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 5 台風による被害を受けた施設、設備等の滅失又は毀損によって補助対象者が受けるべき保険金、 共済金及び雑収入等(以下、「保険金等」という。)がある場合は、補助対象経費から保険金等を 控除したうえで補助率を乗じて補助金額を算定する。

(補助対象期間)

第7条 事業実施期間は、令和5年9月8日から令和6年12月31日までとする。

(交付の申請)

- 第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「被災中小企業等復旧支援事業補助金交付申請書」(様式第1号)に必要な書類(以下「添付書類」という。)を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助対象者は、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出する。
- (1)被災中小企業等復旧支援事業補助金計画書(様式第2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税および 地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、 消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分 の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を 乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければ ならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、こ の限りでない。

(交付決定の通知)

- 第9条 知事は、前条第1項の規定による被災中小企業等復旧支援事業補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、「被災中小企業等復旧支援事業補助金交付決定通知書」 (様式第3号)を補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、第1項による交付の決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方 消費税について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、 当該消費税及び地方消費税を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第3項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費

税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、被災中小企業等復旧支援事業補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、「被災中小企業等復旧支援事業補助金交付申請取下届出書」(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了(第15条の規定により廃止の承認 を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも 閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(内容又は経費の配分の変更)

- 第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更するときは、あらかじめ「被災中小企業等復旧支援事業補助金に係る補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書」(様式第5号)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- 2 前項ただし書きに規定する軽微な変更は次のとおりとする。
- (1) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の減額をする場合。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の 競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不 適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ「被災中小企業等復旧支援事業補助金に係る補助事業の中止(廃止)申請書」(様式第6号)を知事に提出して、 その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等報告)

第15条 補助事業者は、天災地変、不可抗力等により補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに「被災中小企業等復旧支援事業補助金に係る補助事業の遅延等報告書」(様式第7号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行および収支の状況について、知事の要求があったときは、 速やかに「被災中小企業等復旧支援事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書」(様式第8号)を 知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

- 第17条 補助事業者は、補助事業が完了(第14条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。) したときは、その日から起算して30日を経過した日までに、「被災中小企業等復旧支援事業補助 金に係る補助事業実績報告書」(様式第9号)に必要書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 知事は、前条第1項、第2項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

- 第19条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、「被災中小企業等復旧 支援事業補助金に係る補助金精算払請求書」(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定した補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、「消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書」(様式第11号)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第21条 知事は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執 るべきことを補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

- 第22条 知事は、第14条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合は、第9条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 2 知事は、次の各号に該当する場合には、第9条第1項の交付の決定の全部もしくは一部の取り消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反

した場合。

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
- (6) 補助事業者が、別表3に定める「被災中小企業等復旧支援事業補助金の交付を受ける者として 不適当な者」に該当した場合。
- (7) 補助事業者が、第7条に定める実施期限の日までに補助事業を完了しなかった場合。
- (8) 補助事業者が、第9条第4項に基づき知事が定めた「交付決定に際しての条件」を満たすことができなかった場合、もしくは満たせないことが明らかになった場合。
- (9) 補助事業者が、第17条に定める期限内に、「被災中小企業等復旧支援事業補助金に係る補助 事業実績報告書」(様式第9号)の提出を怠った場合。
- 3 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第2項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 5 第2項に基づく補助金の返還については、第20条第3項の規定を準用する。

(財産処分の制限)

- 第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える設備(以下「処分制限財産」という。)を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過した場合は、この限りではない。
- 2 補助事業者は、処分制限財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書(様式第12 号)により記帳整理し、処分制限期間内備えて置かなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の規定により処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、 あらかじめ取得財産の処分承認申請書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、処分制限財産の処分により補助事業者に収入があったと認めるときは、その収入 に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(その他必要な事項)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、知事が別に 定める。

附則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

別表1 (第6条関係)

補助対象経費の区分	内容	
被災施設の修繕	・被災施設の修繕に要する経費(工事請負費、備品購入費)	
	・被災施設の修繕に伴い発生する処分費用	
	・被災施設の修繕に伴い復旧に要すると認められる付随費用	
	・被災施設の修繕のために知事が必要と認める経費	
被災設備の修繕・購入	・被災設備の修繕に要する経費	
	・被災設備の修繕に伴い発生する処分費用	
	・被災設備が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同	
	程度の機能を有する設備の購入に要する経費	
	(被災設備の修繕が困難であると知事が認めた場合に限る。)	
	・修繕・購入に伴い復旧に要すると認められる付随費用	
	・被災設備の修繕、購入のために知事が必要と認める経費	
	※資産計上された施設の修繕・購入のみとする。	
被災車両の修繕・購入	・被災車両の修繕に要する経費	
	・被災車両の修繕に伴い発生する処分費用	
	・被災車両が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同	
	程度の機能を有する車両の購入に要する経費	
	(被災車両の修繕が困難であると知事が認めた場合に限る。)	
	・修繕・購入に伴い復旧に要すると認められる付随費用	
	・被災車両の修繕、購入のために知事が必要と認める経費	
	※資産計上された車両の修繕・購入のみとする。	

別表2(第6条関係)

補助対象者	補助率	補助上限額
中小企業	1/2以内	- 2,000千円
小規模事業者	2/3以内	

別表3 (第22条関係)

「被災中小企業等復旧支援事業補助金の交付を受ける者として不適当な者」

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内および完了後において、下 記のいずれかに該当する者

- (1) 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5)県税の未納があるとき。